

「2023年度合格目標 LEC山下道場 24年目の試験に出る1.2.3」から

第55回社労士試験【選択式】厚年法 空欄Aの出題が的中しました!!

### LEC教材掲載内容(抜粋)

〔RL23176 p.290〕 <別冊・社会保険科目>

#### ■法 100 条の 9 (地方厚生局長等への権限の委任)

- この法律に規定する厚生労働大臣の権限（一定の権限を除く）は、厚生労働省令（特定厚生年金保険原簿記録に係る厚生年金保険原簿の訂正に係る厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生局長**に委任することができる。
- 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、**地方厚生局長に委任**する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

①～④ (略)



### 本試験出題はこうでした!

第 5 5 回 社労士試験 問題  
〔選択式〕厚生年金保険法 【空欄 A】

1 厚生年金保険法第 100 条の 9 の規定によると、同法に規定する厚生労働大臣の権限（同法第 100 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。）は、厚生労働省令（同法第 28 条の 4 に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**A** に委任することができる。 **A** に委任された権限は、厚生労働省令（同法第 28 条の 4 に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**B** に委任することができる。とされている。

解答 **A** → ⑯ 地方厚生局長  
**B** → ⑰ 地方厚生支局長)



# 山下講師的中!

